

平成31年度

芦屋市立体育館・青少年センター並
びに川西運動場, 東浜公園, 西浜公
園及び芦屋中央公園有料公園施設
指定管理者年度協定書

芦 屋 市

平成31年度芦屋市立体育館・青少年センター並びに川西運動場，

東浜公園，西浜公園及び芦屋中央公園有料公園施設

指定管理者年度協定書

芦屋市（以下「甲」という。）とS&Nスポーツマネジメント芦屋（以下「乙」という。）とは，平成31年4月1日付けで締結した芦屋市立体育館・青少年センター並びに川西運動場，東浜公園，西浜公園及び芦屋中央公園有料公園施設（以下「体育館・青少年センター等」という。）指定管理者基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき，次のとおり年度協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 この協定の期間は，平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

（指定管理料）

第2条 前条に定める期間の体育館・青少年センター等の指定管理料は，金45，870，000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 基本協定における管理運営業務仕様書に定める業務に変更がある場合は，甲乙協議の上，指定管理料の額を変更することができる。

（指定管理料の支払時期）

第3条 指定管理料は，四半期毎に，第1四半期金11，255，100円，第2四半期金11，255，100円，第3四半期金11，679，900円，第4四半期金11，679，900円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を，適法な請求書受領後30日以内に支払うものとする。

（前納金の支払い）

第4条 甲は乙に対し，平成31年3月31日までに前納された平成31年4月1日以降を利用日とする体育館・青少年センター等の利用料金3，344，570円を適法な請求書受領後60日以内に支払うものとする。

（施設の維持補修等）

第5条 施設の維持補修のうち，1件30万円未満の案件については，補修発注時に甲に補修の連絡をするとともに，補修後速やかに報告すること。30万円以上の維持補修及び備品の取得等については，甲乙協議の上，行うものとする。

(疑義の決定)

第7条 この年度協定に関して、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この年度協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 芦屋市精道町7番6号
芦屋市
芦屋市長 山中 健

乙 S&N スポーツマネジメント芦屋

代表団体
兵庫県神戸市中央区御幸通四丁目2番
20号
シンコースポーツ兵庫株式会社
代表取締役 石崎 克己

構成団体
兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
日本管財株式会社
代表取締役社長 福田 慎太郎

令和2年度

芦屋市立体育館・青少年センター並
びに川西運動場, 東浜公園, 西浜公
園及び芦屋中央公園有料公園施設
指定管理者年度協定書

芦 屋 市

令和2年度芦屋市立体育館・青少年センター並びに川西運動場，東
浜公園，西浜公園及び芦屋中央公園有料公園施設

指定管理者年度協定書

芦屋市（以下「甲」という。）とS&Nスポーツマネジメント芦屋（以下「乙」という。）とは、令和2年4月1日付けで締結した芦屋市立体育館・青少年センター並びに川西運動場，東浜公園，西浜公園及び芦屋中央公園有料公園施設（以下「体育館・青少年センター等」という。）指定管理者基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき、次のとおり年度協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 この協定の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

（指定管理料）

第2条 前条に定める期間の体育館・青少年センター等の指定管理料は、金41,719,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 基本協定における管理運営業務仕様書に定める業務に変更がある場合は、甲乙協議の上、指定管理料の額を変更することができる。

（指定管理料の支払時期）

第3条 指定管理料は、第Ⅰ・Ⅱ四半期に、金10,429,800円、第Ⅲ・Ⅳ四半期に、金10,429,700円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を、適法な請求書受領後30日以内に支払うものとする。

（施設の維持補修等）

第4条 施設の維持補修のうち、1件30万円未満の案件については、補修発注時に甲に補修の連絡をするとともに、補修後速やかに報告すること。30万円以上の維持補修及び備品の取得等については、甲乙協議の上、行うものとする。

（費用負担）

第5条 乙の管理業務の開始に際し、甲が既に発行した令和2年4月1日以後の利用に係るものについては、当該許可書で体育館・青少年センター等を使用することができるものとする。

2 前項の場合において、利用者が甲に支払った利用料金相当額については、甲は乙に支払うものとする。また、支払い方法等については、甲乙協議の上、取

り決めるものとする。

(疑義の決定)

第6条 この年度協定に関して、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この年度協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 芦屋市精道町7番6号
芦屋市
芦屋市長 伊藤 舞

乙 S&N スポーツマネジメント芦屋

代表団体
兵庫県神戸市中央区御幸通四丁目2番
20号
シンコースポーツ兵庫株式会社
代表取締役 石崎 健太

構成団体
兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
日本管財株式会社
代表取締役社長 福田 慎太郎